

令和3年6月7日

豊川市政記者クラブ加盟社 各位

## 生活困窮者自立相談支援事業に おける個人情報の漏えいについて

生活困窮者自立相談支援事業において、相談対応した職員が、相談者の個人情報  
を相談者の勤務先に伝えたことによる個人情報の漏えいが発生しました。概  
要は、下記のとおりです。

### 記

1 発生日時

令和3年6月1日（火） 午後4時頃

2 場 所

豊川市役所福祉課

3 概 要

令和3年6月1日（火）に、市民の方が市役所福祉課窓口を訪れ、生活困窮  
者自立支援法に基づく相談を受けました。相談終了後、相談対応した職員が相  
談者の勤務先に、本人の同意を得ていないにもかかわらず、相談者の個人情報  
（障害者手帳の等級及び障害者年金の受給額）を伝えてしまいました。

本件相談は、相談者の勤務先からの依頼であったため、職員は、相談者が訪  
問されたことについて勤務先に報告をする際に発生したものです。

翌日の2日（水）に、相談者の勤務先が当該個人情報の内容について相談者  
に確認したことにより、漏えいの事実が発覚しました。

4 再発防止について

ご本人様には多大なご迷惑をお掛けし、深くお詫び申し上げます。

今後、このような事故が発生しないよう、職員に対し、個人情報の取扱いに  
関する教育、研修等を行い、再発防止に努めてまいります。

【お問合せ先】豊川市役所 福祉部 福祉課 生活支援係 内藤・小木曾  
TEL:0533-89-2319 Eメール : fukushi@city.toyokawa.lg.jp